

戦没者などのご遺族のみなさんへ 特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日現在、恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金などを受け方がいない場合に、第11回特別弔慰金が支給されます。

■支給対象者

次の順番のうち先順位(若い番号に当てはまる方)のご遺族お一人

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などと生計を共にし、かつ、戦没者などと氏が同じである次の方
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外のご遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた三親等内の親族

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

■請求に必要な物

▷本人確認証

▷印鑑

▷令和2年4月1日以降の請求者の戸籍抄本

※今回初めて特別弔慰金を請求する方や、以前特別弔慰金を請求した方以外の遺族が請求される場合、上記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくは問い合わせください。

※請求者が出向くことが難しい場合、手続きを家族等に委任できます。委任状は市役所窓口もしくは土岐市ホームページで取得できます。

■請求期限

令和5年3月31日

問 福祉課（内線222・223）

耐震診断、耐震補強工事などの費用を助成

あなたのお住まい、大丈夫ですか。

■木造住宅無料耐震診断

対象建物 昭和56年5月31日以前に着工した在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法による一戸建ての木造住宅で、床面積の2分の1以上が居住用であること など

募集件数 15件（先着順）

募集期限 12月28日（月）

■木造住宅耐震補強工事

対象事業 耐震診断の結果が、基準未満であった木造住宅を補強する工事で、県木造住宅耐震相談士が、設計および工事監理を行う耐震補強工事であること など

助成金額 耐震補強工事に要した費用に補助率を乗じて得た額（最大110万円※消費税分を除く）

募集件数 6件（先着順）

募集期限 11月30日（月）

〈共通事項〉

申込方法 都市計画課にある申込書に必要事項を記入の上、所定の書類を添えて申し込みください。

※募集件数は7月末時点のものです。

■建築物耐震診断

対象建物 昭和56年5月31日以前に着工した建築物（木造住宅を除く）

助成金額 耐震診断に要した費用に補助率を乗じて得た額（建築物により限度額が異なります。※消費税分を除く）

募集件数 助成金額の合計が100万円を超えるまで（先着順）

募集期限 11月30日（月）

■吹き付け建材アスベスト含有調査

調査対象 建築物に使用されている、アスベストの含有が懸念される吹き付け建材

助成金額 調査に要した費用の額（最大25万円※消費税分を除く）

募集件数 助成金額の合計が25万円を超えるまで（先着順）

募集期限 12月28日（月）

問 都市計画課（内線541）